

社会福祉法人基督教児童福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人基督教児童福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事（理事長を除く）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費実費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費実費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費実費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費実費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会に出席した場合及び法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交

通費実費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費実費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費実費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、本会旅費規定を準用する。

（適用除外）

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附則

2012年5月31日を以て役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。

附則

この規程は、2012年年6月1日より施行する

附則

この規程は、2013年年4月1日より施行する

附則

この規程は、2014年年4月1日より施行する

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	3,000 円
評議員会出席報酬等	3,000 円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	30,000 円
理事及び評議員業務報酬等	3,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円

※交通費は実費支給とする。